

監査報告書

平成22年5月6日

社団法人 日本経営士会
会 長 佐藤敬夫 殿
ならびに 理事 各位

監事 大 森 義 明

監事 関 根 豊

監事 炭 谷 昂

私たちは、民法第59条および社団法人日本経営士会（以下、本会という。）の定款第13条第6項の規定に基づき、本会の平成21年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財産の状況および理事の業務執行の状況を監査した。

1. 監査方法の概要

私たちは、本会の「監事監査規程」に準拠して監査を実施した。「監事監査規程」は、監査に当たって、本会の財産および業務の執行について適正かつ効率的な運営を確保するために、内部統制の状況およびその有効性に留意し、かつ、判断の合理的根拠を得ることを求めている。私たちの監査は、試査を基礎として、会計帳簿および証憑についての閲覧・突合・質問等ならびに理事会その他の会議への出席・事情聴取・議事録の閲覧等、必要と認めた手続を含んでいる。

2. 監査意見

監査の結果、私たちは、

- (1) 本会の平成21年度末貸借対照表および財産目録ならびに平成21年度正味財産増減計算書が、定款の規定および本会の「経理規定」に準拠して、本会の当該年度末の資産、負債および正味財産の状況ならびに当該年度の正味財産増減の状況を適正に示しているものと認める。
- (2) 平成21年度の事業報告書が、当該年度の事業の内容を適切に示しているものと認める。
- (3) 平成21年度における理事の職務執行に関して、不正の行為または定款もしくは法令に違反する重大な事実がなかったものと認める。

以上